

令和5年度第2回士別市個人情報保護・情報公開審査会会議次第

日時 令和6年2月7日(水) 15時10分～17時00分

場所 市役所本庁舎3階 委員会室

- 1 開会
 - ・ 会長あいさつ

- 2 審議事項
 - ・ 自己情報開示制度及び情報公開制度について
 - ・ 自己情報開示不承諾処分に係る審査請求について

- 3 その他
 - ・ 次回の審査会開催について

- 4 閉会

自己情報開示と情報公開について

自己情報開示請求とは

市が保有する自己に関する情報を、本人からの請求により開示する制度。
請求者自身の自己に関する情報が請求対象であり、原則公開しなければならない。
未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

根拠 士別市個人情報保護条例（平成17年士別市条例第25号）第14条

※個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、同日付で士別市個人情報保護条例は廃止しているが、自己情報開示請求、これに対する処分及び審査請求があったのは改正法施行前であることから、廃止前の条例が適用される。

情報公開とは

市が保有する公文書を市民等からの請求により公開する制度。
個人・団体を問わず、誰でも請求することができ、公開する文書が同じ場合、誰に対しても同じ情報が公開される。
情報公開請求に対し、市は、非公開情報を含む場合を除いて、原則公開しなければならない。
請求者本人の情報が公文書中に記載されている場合、情報公開においては、特定の個人を識別できる情報（非公開情報）に該当することから、本人に対しても非公開となる。

根拠 士別市情報公開条例（平成17年士別市条例第24号）第5条、第9条、第10条

「自己情報開示」と「情報公開」の違い

	自己情報開示請求	情報公開請求
請求できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求される個人情報の本人 ・ 請求される個人情報の本人である未成年者や成年被後見人の法定代理人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ だれでも
開示内容の 主な違い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者本人の情報を開示（請求者以外の個人情報は不開示） <p>以下は、開示できない情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の規定により開示することができないとされている情報 ・ 個人の評価、診断、判定等に関する情報で、開示しないことが明らかに正当と認められるとき ・ 開示することにより実施機関の業務の遂行に著しく支障を生じると認められる情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる情報を除き、全て公開 <p>以下は、公開できない情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報は不開示（請求者本人の情報でも、個人情報として不開示） ・ 法令等の規定により公開することができないとされている情報 ・ 法人等の正当な利益を害するおそれがある情報 ・ 人の生命の保護や犯罪の予防等に支障が生ずるおそれがある情報 ・ 市や国等の審議、検討または協議が適正に行われなくなるおそれがある情報 ・ 市や国等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

関係法令（抜粋）

○士別市個人情報保護条例

（自己情報の開示請求）

第14条 市民は、実施機関に対し、実施機関が管理している自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の閲覧及び写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって、前項に規定する開示の請求をすることができる。

（開示しない保有個人情報）

第15条 実施機関は、法令等の規定により開示することができないとされている保有個人情報を開示してはならない。

2 実施機関は、次に掲げる保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する保有個人情報で、開示しないことが明らかに正当であると認められるもの

(2) 開示することにより実施機関の業務の遂行に著しい支障が生ずると認められる保有個人情報

○士別市情報公開条例

（公文書の公開を請求できるもの）

第5条 個人及び法人その他の団体は、実施機関に対し、当該実施機関が所管する事務に係る公文書の公開を請求することができる。

（公開してはならない公文書）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開してはならない。

(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの
 - エ 公務員の職務執行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名であって、公開することにより個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがないと認められるもの
- (2) 法令秘情報 法令等の規定により公開することができないとされている情報及び主務大臣等から法律の規定により公開してはならない旨の具体的な指示がある情報
(公開しないことができる公文書)

第 10 条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。

- (1) 事業活動情報 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から市民生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められる情報
 - エ 市の機関の予算の執行に際して記録された情報に含まれるものであって、当該予算の執行の相手方として法人等又は事業を営む個人を表示し、又は当該予算の執行の内容を個数、金額等の数量的指標で表示するもの
- (2) 公共安全維持情報 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (3) 国等協力関係情報 市の機関と国等（国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくは公共的団体をいう。以下同じ。）の機関との間における協議、依頼、要請等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 意思形成過程情報 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 行政運営情報 市又は国等の機関が行う検査の計画、入札の予定価格、訴訟の処理方針、試験の問題、職員の身分取扱い等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、市政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (6) 合議制機関等情報 市の委員会及び委員並びに執行機関の附属機関、専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な活動が明らかに損なわれるおそれがあるため、当該合議制機関等の議決等により公開しないこととしたもの

諮問第 1 号

自己情報開示等不承諾処分に対する審査請求について

自己情報開示等不承諾処分に対する審査請求について、個人情報保護に関する法律第 105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、士別市個人情報保護・情報公開審査会の意見を求めます。

記

1 審査請求に係る処分

令和 5 年 2 月 6 日付で士別市教育長が自己情報開示請求者に対し行った自己情報開示不承諾処分

2 審査請求の趣旨

不承諾処分を取り消し、開示又は一部開示を求める。

(1) 令和 3 年改正個人情報保護法（以下、「改正法」という。）によれば、死者に関する情報（以下、「死者情報」という。）は、生存する遺族等に関する情報が含まれていなければ個人情報には該当しないため、曾祖父、曾祖母及び祖母の学籍簿・学齢簿は、個人情報保護の対象外となる。

(2) 改正法の対象外ということは、本来は請求により閲覧が可能な情報であるはずであり、士別市情報公開条例（平成 17 年士別市条例第 24 号。以下、「情報公開条例」という。）に規定する非公開情報に学籍簿・学齢簿とは明記されていない。仮に非公開情報が含まれていた場合であっても、一部公開とすることができる。

過去に、情報公開請求により個人である曾祖父の履歴書の写しを交付されていることもあり、今回の対応は一貫性を欠いている。

3 裁決の内容

(1) 自己情報開示の対象となっている情報は、審査請求人の亡くなった親族のものであり、士別市個人情報保護条例（平成 17 年士別市条例第 25 号）第 14 条の「自己情報」に該当しないため、審査請求人に当該情報の請求権はない。

そのため、死者情報の取扱い方に関係なく、請求に対しての決定は、不承諾が相当といえる。

(2) 死者情報が個人情報保護の対象外であることは、改正法や個人情報保護委員会の Q & A から明らかである。しかし、処分当時、市は個人情報保護条例の適用を受けていたこと、及び同条例には「生存する個人」という規定がなく、死者情報の取扱いが明確でなかったことから、処分庁は、条例上の実施機関の責務を全うするため、裁量的に個人情報と同様の取扱いをしたものである。

本件請求に係る手続きが情報公開請求だった場合の公開の可否については、自己情報開示請求と直接的な関連はないため、裁決の対象とはしない。

4 理由

別紙のとおり

令和6年2月7日

士別市教育長 泉 山 浩 幸

令和6年2月7日

審査庁 士別市教育長 泉山 浩幸

争点の整理

○ 原処分

令和5年1月19日、XXXXXXXXXX（以下、「審査請求人」という。）から士別市教育委員会学校教育課（以下、「処分庁」という。）に対し、自己情報開示請求あり。

請求の内容は、故人である曾祖父、曾祖母及び祖母の学籍簿・学齢簿の写しの交付を求めるもの。

これに対し処分庁は、開示請求の代理権がないこと（民法第111条）及び開示請求の権利そのものを相続することはできないこと（民法第896条ただし書）を理由に、不承諾の決定をした。

○ 審査関係人の主張

1 審査請求人の主張

- ・ 令和5年2月20日付「「学籍簿・学齢簿の照会について(続)」に対する回答について」では、自己情報開示請求不承諾決定の理由を、「請求対象となる個人情報が「死者に関する情報であり、かつ、遺族等に関する情報が含まれている情報ではない」ことから、「申請者が請求できる個人情報ではない」と判断しました」とあるが、令和3年改正個人情報保護法（以下、「改正法」という。）によれば、死者に関する情報（以下、「死者情報」という。）は生存する遺族等に関する情報が含まれていなければ個人情報に該当しないため、遺族等（子孫）の情報が含まれていない学籍簿・学齢簿は、改正法の対象外となる。
- ・ 改正法の対象外であるということは、本来は請求により閲覧が可能な情報であるはずであり、士別市情報公開条例（平成17年士別市条例第24号。以下、「情報公開条例」という。）第9条(1)アで示されている「公開してはならない公文書」から除かれる。同条例第10条「公開しないことができる公文書」にも学籍簿・学齢簿は明記されていない。仮に非公開情報が含まれていた場合であっても、同条例第11条により一部公開とすることができる。
- ・ 令和5年2月6日付自己情報開示等不承諾通知書（士生学第14号）に記載された請求を認めない理由では、民法第111条の規定を持ち出し、遺族の請求権を否定している。審査請求人の知る限りでは、学籍簿・学齢簿の開示を拒否する理由に民法

の条文が使われた事例は聞いたことがなく、その根拠について全国的な通知があったとも聞いていない。

平成31年1月には、情報公開により故人である曾祖父の履歴書の写しを交付されていることもあり、今回の対応は一貫性を欠いている。

2 処分庁の主張

- ・ 処分当時、士別市個人情報保護条例（平成17年士別市条例第25号。以下、「個人情報保護条例」という。）及び情報公開条例のいずれも、個人情報の定義を「生存する個人」に限定しておらず、また、死者情報の取扱いに係る全庁的な基準が整備されていなかったことから、死者情報が個人情報に含まれるか否かについての解釈が不明瞭であった。

改正法の施行により、死者情報は個人情報保護の対象外となるが、令和5年4月1日までの経過措置があったことから、処分当時は個人情報保護条例の適用を受けている状態であった。

こうしたことから、個人情報保護委員会のQ&Aを踏まえつつ、既存条例に規定する実施機関の責務を全うするため、死者情報を個人情報として取り扱うこととした。

- ・ 情報公開制度による公開について、「情報公開」と「情報提供」の二つがある。
「情報公開」は、市民の知る権利の保障のための制度で、個人及び法人その他の団体が請求することができ、情報公開条例第9条（公開してはならない文書）及び同条例第10条（公開しないことができる文書）に該当する場合を除き、公開する。
「情報提供」は、条例に基づく請求によるまでもなく、市の刊行物、行政資料等で公表を目的として作成されたものは、情報提供で迅速に対応することができる。
本件請求を情報公開として取り扱うことは、死者情報が広く公開され得るものとして認めることとなり、情報公開条例第3条に規定する「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」に抵触するおそれがある。
また、公表を目的として作成した公文書ではないため、情報提供もできない。
- ・ 自己情報開示や情報公開、情報提供によらず、単に行政サービスの一環として便宜的に公開するにも、どこまでが許容範囲になるかの取扱基準がない。

○ 争点（審査関係人の主張の対立）

1 自己情報開示の可否

- ・ 審査請求人は、改正法によれば死者情報は個人情報に含まれないため、個人情報保護の対象外であると主張
- ・ 処分庁は、民法第111条により代理権が消滅していること、及び同法第869条ただし書により一審専属的な権利であるため相続することができないと主張

裁決案

⇒ 本件請求に係る自己情報開示の対象となっているのは、審査請求人の亡くなった親族の情報であり、個人情報保護条例第14条に規定する「自己情報」に該当しないことから、審査請求人には当該情報の請求権がない。

そのため、死者情報をどのように取り扱うかに関係なく、請求に対しての決定は、不承諾が相当といえる。

2 情報公開制度による公開が可能か否か

- ・ 審査請求人は、個人情報「生存する個人」に関する情報に限られ、死者情報は個人情報保護の対象とならないことから、情報公開制度で公開が可能であり、平成30年に曾祖父の履歴書の写しを公開された事例もあると主張
- ・ 処分庁は、死者情報について、改正法の地方公共団体への適用は令和5年4月1日からであること、処分当時、本市に適用されていた個人情報保護条例の定義には「生存する個人」と明記されていなかったこと、死者情報の取扱基準が整備されていないことなどから、個人情報保護条例上の実施機関の責務を全うするため、個人情報として取り扱うことが適切と判断

また、情報公開として取り扱うことについて、死者情報が広く公開され得るものと認めることになり、情報公開条例に規定する実施機関の責務に抵触するおそれがあると主張

裁決案

⇒ 個人情報保護制度上、死者情報が個人情報保護の対象外であることは、改正法の規定や個人情報保護委員会のQ&Aからも明らかである。しかし、処分当時、市は個人情報保護条例の適用を受けており、同条例には「生存する個人」という規定がなく、死者情報の取扱いも定まっていなかったことから、処分庁が裁量的に個人情報と同様に取り扱ったことは理解ができる。

情報公開手続きによる公開の可否については、自己情報開示に直接的な関係はないため、裁決の対象とはしない。ただし、審査請求人の主張にあるように、過去には情報公開手続きにより、同人に対し情報を公開した経過があるため、死者情報の取扱いについて、明確にする必要があると考える。

○個人情報の保護に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- 二 個人識別符号が含まれるもの

2～11 略

○民法

(代理行為の要件及び効果)

第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

- 2 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。

(代理権の濫用)

第一百七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

(代理権の消滅事由)

第一百一十一条 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

- 一 本人の死亡
- 二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。

- 2 委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によって消滅する。

(相続の一般的効力)

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

○士別市情報公開条例

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関する情報についての市民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(公開してはならない公文書)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開してはならない。

(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 公務員の職務執行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名であって、公開することにより個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがないと認められるもの

(2) 法令秘情報 法令等の規定により公開することができないとされている情報及び主務大臣等から法律の規定により公開してはならない旨の具体的な指示がある情報

(公開しないことができる公文書)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。

(1) 事業活動情報 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から市民生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められる情報

エ 市の機関の予算の執行に際して記録された情報に含まれるものであって、当該予算の執行の相手方として法人等又は事業を営む個人を表示し、又は当該予算の執行の内容を個数、金額等の数量的指標で表示するもの

- (2) 公共安全維持情報 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (3) 国等協力関係情報 市の機関と国等（国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくは公共的団体をいう。以下同じ。）の機関との間における協議、依頼、要請等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 意思形成過程情報 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 行政運営情報 市又は国等の機関が行う検査の計画、入札の予定価格、訴訟の処理方針、試験の問題、職員の身分取扱い等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、市政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (6) 合議制機関等情報 市の委員会及び委員並びに執行機関の附属機関、専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な活動が明らかに損なわれるおそれがあるため、当該合議制機関等の議決等により公開しないこととしたもの
（公文書の一部公開）

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第9条各号又は前条各号に該当して公開しないこととされた情報をいう。以下同じ。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、非公開情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

○士別市個人情報保護条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア・イ 略

(4)～(12) 略

（実施機関の責務等）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 221条第3項に規定する法人に対し、その保有する個人情報の保護について、協力を要請するものとする。

（自己情報の開示請求）

第14条 市民は、実施機関に対し、実施機関が管理している自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の閲覧及び写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって、前項に規定する開示の請求をすることができる。

（個人情報）

Q 1 - 21 死者の情報は、個人情報保護法の保護の対象になりますか。

A 1 - 21 個人情報保護法は、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っており、死者に関する情報については保護の対象とはなりません。

ただし、死者に関する情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合（例：死者の家族関係に関する情報は、死者に関する情報であると同時に、生存する遺族に関する情報である場合があります。）には、その遺族などに関する「個人情報」となります。

なお、生存する個人と死者に関する情報を一体的に管理しているような場合において、事業及び情報の性質等を踏まえて、死者の情報についても漏えい等しないように適切に管理することは、望ましい取組と考えます。

引用：個人情報保護委員会HP F A Q索引